

【ヘリコミ割引運賃制度の変更】

現在、実施している【国境離島航空路割引運賃】につきまして、これまで国と村が経費負担していましたが、平成30年10月15日搭乗分より村の負担分の一部を東京都が負担することとなりました。これにより、助成金の支払方法が次のとおり変わります。

① 搭乗手続き時に、島民割引額をお支払いします。

② 搭乗後、1カ月以内に役場窓口で助成金額をお支払いします。

例. 御蔵島⇄大島(大人片道)

搭乗券の購入

¥13,940

①TAL窓口にて島民割引額の払戻し

¥ 5,580

TAL領収書

¥ 8,360

②役場窓口にて助成金額の払戻し

¥ 4,360

※いずれの場合も、**身分証明書**を提示しなければなりません。

※高齢者ヘリコミューター運賃助成事業をご利用される方も、①、②のとおりお支払いします。なお、その場合も**身分証明書**の提示が必要です。

適用時期：平成30年10月15日搭乗分から **※島民割引の導入!**

路線	割引・助成前 片道運賃	割引額・助成金額	
		島民割引額 (愛らんどシャトル 窓口での割引額)	助成金額 (村役場窓口 での払戻額)
御蔵島 ⇄ 大島	13,940円(大人)	5,580円	4,360円
	13,060円(障害者)	5,230円	3,830円
	12,200円(小人)	4,890円	3,310円
御蔵島 ⇄ 三宅島	5,770円(大人)	2,310円	2,660円
	4,320円(障害者)	1,730円	1,790円
	4,040円(小人)	1,620円	1,620円
御蔵島 ⇄ 八丈島	12,570円(大人)	5,030円	4,240円
	9,420円(障害者)	3,770円	2,350円
	8,800円(小人)	3,520円	1,980円

※臨時便・チャーター便は、島民割引の対象外です

■ 島民割引運賃の対象者

御蔵島村に住民登録をしている方（御蔵島村に住民票がある方）

■ 島民割引を受けるための手続き

＜東邦航空株式会社を利用する場合＞

購入方法は現行と変更はございません。

- 島民確認に必要な身分証明書として、当分の間、搭乗時に次の1から3のいずれかの提示が必要となります。
 - 1 マイナンバーカード（通知カード）
 - 2 運転免許証
 - 3 健康保険証（住所が記載されたものに限る）
- 島民割引運賃導入に伴う予約システムの改修前に、適用開始日以降の搭乗券を購入された方に対して、搭乗の際に東京愛らんどシャトル窓口において、差額分の払い戻しを行います。
- 搭乗券・領収書を添付し、村役場備え付けの請求用紙に必要事項を記載の上、搭乗日より1ヵ月以内に申請してください。
（助成金は即日交付となります）

■ お問い合わせ先

東邦航空における割引については

東邦航空株式会社八丈島営業所

04996-2-5200

御蔵島村役場 企画財政係

04994-8-2121